

新型コロナウイルス感染症への対応について

課 策 政 育 教
課 育 教 務 義
課 教 育 教 義
課 支 支 支 高
課 援 援 援 校
課 支 支 支 特
課 援 援 援 別
課 生 厚 一 の
課 ツ 一 支 改
課 課 課 学
課 課 課 び
課 課 課 の
課 課 課 心
課 課 課 保
課 課 課 ス

子どもたちの健康安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、下記のとおり取り組んでいます。

- 1 学校における一斉臨時休業について（別紙1）
- 2 県立学校の行事等について（別紙2）
- 3 学校関係相談窓口の設置について（別紙3）

元教義第 682 号
元教保第 429 号
令和 2 年 2 月 28 日

市町村教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業について（通知）

先にお知らせしたとおり、本日文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（令和 2 年 2 月 28 日付け元文科初第 1585 号）」が発出されました。

この中で、「今がまさに感染の流行を早期に終息するため極めて重要な時期であり、何よりも子供たちの健康安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から」、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、全国一斉の臨時休業の要請がなされたところです。

県教育委員会においては、別紙のとおり対応することとしましたので、各市町村教育委員会におかれては、下記の点にも留意しつつ具体的な取り組みの検討をお願いします。

記

- 1 小学校の低学年の児童や、特別支援学級及び特別支援学校に在籍している児童生徒などのうち、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で 1 人で過ごすことができない児童生徒等への配慮をお願いします。
その場合、学校を活用することを含めて、市町村教育委員会と福祉部局が連携するなど適切な対応をお願いします。
- 2 児童生徒の居場所を確保する場合にあたっては、少人数に分散させるなど、可能な限りの感染防止策を講じていただくようお願いします。

教育委員会事務局義務教育課管理係 （課長）北村康彦 （担当）大久保和彦 電話 026-235-7426（直通） 026-232-0111（代表）内線 4343 FAX 026-235-7494 E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp	教育委員会事務局保健厚生課保健・安全係 （課長）神田一郎 （担当）豊森孝弘 電話 026-235-7444（直通） 026-232-0111（代表）内線 4447 FAX 026-235-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp
--	--

(別紙)

県立学校における臨時休業の考え方

学校保健安全法第20条に基づき、県立中・高等学校については令和2年3月2日又は3日から、特別支援学校については2日から、春季休業の開始日までの間、以下の点を踏まえた上で臨時休業します。なお、卒業式については規模等を縮小した上で実施します。

- 1 特別支援学校にあつては、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒について、できるだけ少人数に分散して自習等を行うなど、学校における感染防止に十分配慮した上で登校を認める。
- 2 今回の臨時休業の趣旨について保護者の理解と協力を得られるよう努めるとともに、あわせて児童生徒に対しても趣旨を理解させ、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- 3 自宅等においても手洗いや咳エチケット等の感染症対策を徹底するよう指導する。

R2年3月2日

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の実施状況

長野県教育委員会

設置者	臨時休業開始日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	合計
市 町 村 ・ 学 校 組 合 立	小学校	155	173	12	14	6	360
	中学校	83	85	6	9	2	185
	義務教育学校	2					2
	高等学校		1				1
	特別支援学校	1					1
県 立	中学校	1	1				2
	高等学校	37	42				79
	特別支援学校	18					18
合計		297	302	18	23	8	648

学校の臨時休業に関する保護者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、県内においても感染者が報告される中、国からの要請に基づき、県立学校の対応について検討いたしました。その結果、県立中・高等学校については令和2年3月2日または3日から、特別支援学校については2日から、春季休業の開始日までの間、臨時休業を実施することといたしました。卒業式については規模等を縮小したうえで実施いたします。

なお、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない特別支援学校の子どもたちについて、学校における感染防止に十分配慮した上で、登校を認めることとしました。

また、市町村立学校および私立学校については、県教育委員会としての考えをお示しし、以下の点について留意いただくよう市町村教育委員会および学校法人にお願いしたところです。

- 1 小学校低学年の児童や、特別支援学級及び特別支援学校に在籍している児童生徒などのうち、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒等に対して、学校を活用することを含めて配慮をすること
- 2 児童生徒の居場所を確保する場合にあたっては、少人数に分散させるなど、可能な限りの感染防止策を講じていただくこと

なお、今回の臨時休業は、新型コロナウイルスの感染症の拡大を防止するための措置であることから、子どもたちが人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅等で過ごしていただくとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、子どもたちが臨時休業中はもとより、その後の生活においても安全・安心に過ごすことができるようご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年2月28日

長野県知事 阿部 守一
長野県教育委員会教育長 原山 隆一

児童生徒のみなさんへ 臨時休業中の過ごし方について ～みなさんの命、健康が一番大切です～

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する上で、今が極めて重要な時期になります。この感染症が私たちのまわりにこれ以上広がらないようにするため、長野県内の小中学校、高等学校、特別支援学校はこれから春休みまで、臨時休業することになりました。みなさんも不安な思いをされるかと思いますが、みなさんの命、健康が一番大切です。

この休みの意味を一人ひとりがきちんと受け止め、感染予防に努めながら、どのように過ごすのか、その日の過ごし方を自分で考え、一日一日を大切に過ごしてください。

正しい知識をもとう

新型コロナウイルス感染症とは

○特徴的な症状：発熱やのどの痛み、長引くせき（1週間以上）、強いだるさ

○潜伏期間：1日～12.5日

○感染経路：飛沫感染と接触感染

飛沫感染	感染した人のくしゃみ、せき、つばなどと一緒に放出されたウイルスを、ほかの人が吸い込むことで感染 例：風通しの悪い空間や感染した人と至近距離で会話する環境
接触感染	ウイルスのついた手で人や物に触れるとほかの人がその人や物に触り、その手で口や鼻などに触ることで感染 例：（人）握手、抱きつく、だっこ （物）ドアノブ、車内のつり革やエレベーターのボタン、エスカレーターや階段の手すりなど

感染のリスクを防ごう

○人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごしましょう。

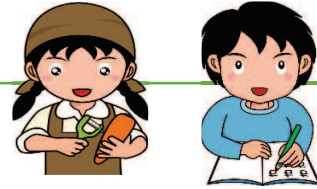
○どうしても出かける必要がある場合でも、特に、「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」には行かないようにしましょう。

○こまめな手洗い：外出の後、食事前や調理前、トイレ使用后など

○せきエチケットで感染予防

せきやくしゃみの際は、直接手で覆うのではなく、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口と鼻をおさえましょう。直接、手のひらでおさえってしまった場合には手を洗いましょう。

生活を自分でコントロールしよう



【生活面では】

- 十分な栄養、睡眠をとり、適度に体を動かすなど規則正しい生活をしましょう。
- 家の手伝いをするなど、家族のひとりとして助け合いましょう。
- ゲームのやりすぎ、スマホやテレビの見過ぎには気をつけ、時間を決めて楽しみましょう。

【学習面では】

- 本来なら、学校で3学期及び1年間のまとめの学習をしている時期です。家で自分の1日の生活を計画し、学ぶ内容や方法を自分で選択しながら学習できる機会ととらえ、取り組んでみましょう。
- 教科書や学校から配られた学習プリントなどを活用して、わからないことをできるだけなくすなど、計画的にこれまで学習した内容をふりかえりましょう。
- さらに学習に取り組みたい人は、インターネット上などにも様々な教材が提供されています。下の連絡先やホームページで情報提供していますので参考にしてください。

- ・e-ラーニング情報提供窓口 長野県教育委員会学びの改革支援課
電話 026-235-7433 メール kyogaku@pref.nagano.lg.jp
- ・文部科学省 臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト「子供の学び応援サイト」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
- ・長野県総合教育センター「学びの広場」(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/kjouhou/>)

休業中に困ったり、不安になったりした時はすぐ相談しよう

- ◇学校の先生方は、休み中もみなさんのことを心配しています。何かあったら遠慮しないで電話などですぐに相談しましょう。
- ◇もし、おうちの方や学校の先生に相談できずに困ったことがあったときは、次の番号に電話してください。

- 新型コロナウイルス感染症に関わる学校関係相談窓口(教育委員会事務局教育政策課)
026-235-7423(直通)(8:30~17:15 土日祝日含む)
- 学校生活相談センター(24時間子どもSOSダイヤル)
0120-0-78310 (無料)
- 長野県子ども支援センター 子ども専用ダイヤル
0800-800-8035(無料)(月~土曜日 10:00~18:00 日曜・祝日は休み)



新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の行事等について

令和 2 年 3 月 10 日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、臨時休業期間及び春季休業期間における県立学校で行う当面の各種行事等について、以下のとおり留意しながら実施し、又は実施を予定しています。

なお、市町村教育委員会に対しては、情報提供を行い判断の参考にいただいています。

1 卒業式

- ・卒業生、教職員のみ出席
(高等学校は映像記録の配布、特別支援学校は保護者の別室観覧を検討し各学校で対応)
- ・自校の児童・生徒、教職員が感染した場合は中止
- ・式典全体の時間の短縮、マスク着用、アルコール消毒、登校前の検温、厳重な健康観察等の感染予防対策の実施

2 校外行事・活動

〈海外渡航〉

- ・高校生短期留学プログラム（信州つばさプロジェクト）は中止
- ・学校主催の海外渡航については中止又は延期

〈その他〉

- ・校外学習活動等は中止

3 部活動

- ・臨時休業期間中の「校内練習等」、「大会参加」、「対外練習試合」、「県内外遠征」等の活動は中止

4 入学予定者オリエンテーション

- ・密集状況を回避し、会場内の人数縮小により実施
- ・登校前、登校時の健康観察、換気、手洗い、アルコール消毒等の感染予防対策の実施

5 その他学校行事を行う場合の留意事項

- ・教科書購入や学用品等荷物の受け渡しなどで登校する場合は、密集状況を回避
- ・登校前、登校時の健康観察、換気、手洗い、アルコール消毒等の感染予防対策の実施



しあわせ信州



長野県(教育委員会) プレスリリース 令和2年(2020年)3月2日

新型コロナウイルス感染症対策に関わる 学校関係相談窓口 を設置します

新型コロナウイルス感染症対策に関わり、この度の学校の臨時休業に伴う県民の皆様のニーズ・要望をお聞きするための窓口を設置します。

「新型コロナウイルス感染症に関わる学校関係相談窓口」

○相談開始日

3月3日(火)

○受付時間

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日含む)

○電話による相談

教育委員会事務局教育政策課 026-235-7423 (直通)

○メール等による相談

kyoiku-sodan@pref.nagano.lg.jp



学び応援キャラクター「信州なび助」
©長野県教育委員会信州なび助

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

幼保・小・中・高の一貫した

「**学びの改革**」を推進

長野県教育委員会

長野県教育委員会事務局教育政策課総務係
(課長)尾島 信久(担当)海谷 茂登子

電話 026-235-7421(直通)

026-232-0111(代表) 内線 4313

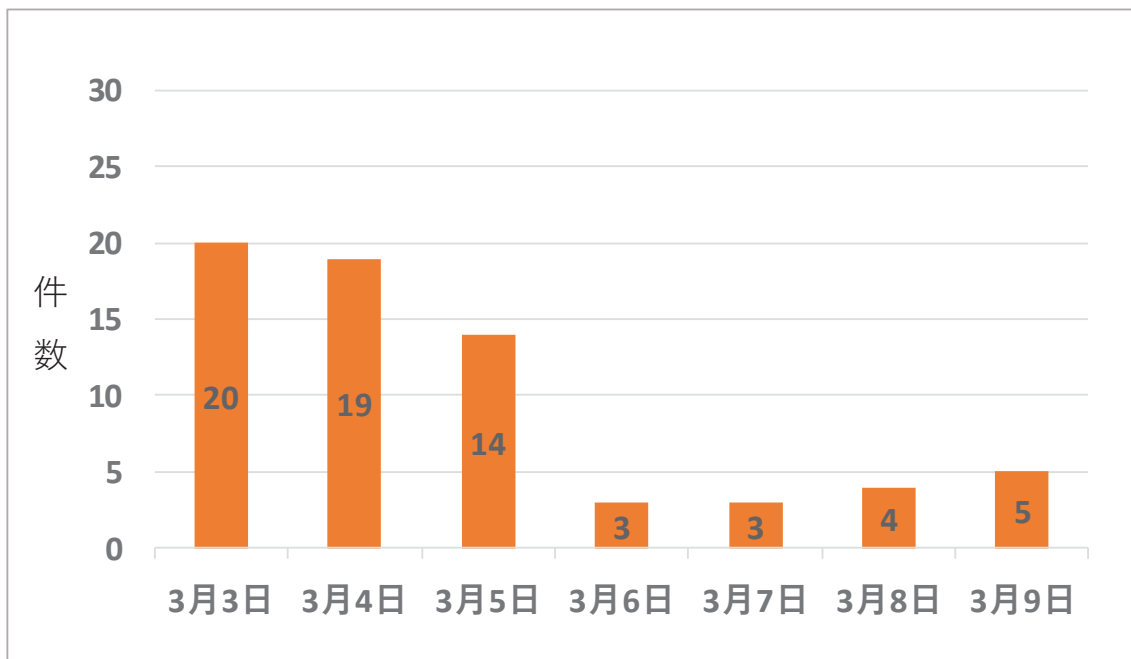
FAX 026-235-7487

E-mail kyoiku@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に関わる学校関係相談窓口対応状況

(令和2年3月3日～令和2年3月9日受付分)

1 日別受付件数の状況：合計 68 件



2 相談内容

区分	内容	件数	
学校関係	1 学校の授業や生活等に関する内容	22	46
	2 部活動・スポーツ関係	7	
	3 卒業式等学校行事に関わる内容	13	
	4 高校入試	3	
	5 海外の渡航に関する内容	1	
その他	6 児童生徒の外出、学校外の活動	11	27
	7 学童保育・児童館等	4	
	8 幼稚園・保育園	2	
	9 保護者の仕事場・休業保障等	3	
	10 事業者・保護者への支援	7	
合計		73	

※1件の受付で複数の相談があった場合には、内容ごとに計上